

令和 7 年 9 月 26 日
東京労働局

雇用環境・均等部企画課における個人情報漏えいについて

東京労働局（局長 ^{ますだ} 増田 ^{しろ} 嗣郎）は、雇用環境・均等部企画課（以下「企画課」という。）において発生した個人情報漏えいについて、下記のとおり当該事実を確認のうえ、必要な措置を講じましたので、概要等をお知らせいたします。

このような事態を招き、関係者の皆さまに多大なるご迷惑、ご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

記

1 事案の概要

令和 7 年 8 月 6 日、企画課の非常勤職員（以下、「非常勤職員」という。）が、A 社から申請のあった助成金の審査事項について、A 社の代表者宛て照会メールを送付する際に、メールの B C C 欄に A 社とは別法人の B 社のメールアドレスを誤入力したまま送信した。

同日、B 社から企画課に「関係のないメールが届いている」と連絡があったことから、状況を確認したところ、企画課の助成金審査用メールアドレスから B 社にメールが送信されていることが確認された。その結果、メール本文に記載している A 社の名称、代表者の姓、宛先にある代表者のメールアドレスが、B 社に漏えいしたことが判明した。

2 発生原因

- (1) 非常勤職員が A 社宛てのメール作成時に、助成金の審査に関する内容を共有する企画課職員のメールアドレスを B C C 欄に選択した際に、過去に送信履歴があった B 社のメールアドレスを誤って選択していたことによるもの。

また、送信する前に他の職員による宛先のダブルチェックを行うこととしていたにもかかわらず、当該ダブルチェックを怠り、送信先アドレスの最終確認を行わないまま送信したことによるもの。

- (2) 非常勤職員は、ダブルチェックが漏えい防止のための重要なプロセスであることの認識が低く、これを怠ったこと。

3 二次被害の有無

企画課長補佐が、メール誤送信が判明した当日に B 社を訪問して謝罪の上、その場で当該メールの削除を依頼し、B 社のメールアドレスから削除されたことを確認したことから、二次被害が発生する可能性は低いと考える。

なお、現在までB社以外への個人情報の流出及び不正利用の事実等の二次被害は確認されていない。

4 再発防止策

(1) 雇用環境・均等部における取組

- ① 企画課では、本漏えい事案を受け、令和7年8月7日に緊急課内職員会議、同月8日から同月12日に課内の全非常勤職員に個人情報取り扱いの緊急研修を開催し、企画課長から課内の全職員に対して本事案を共有し、以下について指示した。

ア メール作成者は、CC・BCCを含むすべての宛先に、目的の送信先以外のメールアドレスが混在していないか確認した後、必ず他の職員にダブルチェックを依頼し、ダブルチェックが完了するまではメールを送信しない。

イ ダブルチェックを行う職員は、メールが作成されたパソコン画面上で確認して、目的の送信先以外のメールアドレスが混在していないことをメール作成者とともに確認した上で、メール作成者がメールを送信する。

- ② 令和7年8月8日、緊急部内幹部会議を開催し、雇用環境・均等部長から部内幹部に対して本事案を共有し、全職員に周知するとともに基本動作の徹底を指示した。
- ③ 雇用環境・均等部全職員を対象として、本事案を踏まえて作成した再発防止に向けたチェックリストを用いて、個人情報取り扱いに関する緊急点検を、9月末日までに実施する。

(2) 東京労働局における取組

- ① 令和7年8月8日、総務部長から雇用環境・均等部長に対し、個人情報漏えい防止に係る基本動作等の再徹底を指示した。
- ② 同月15日、総務課から局内及び各署所に本件事案の周知と注意喚起を行った。
- ③ 同月26日開催の局議において、総務部長より局内幹部職員に対して注意喚起を行った。
- ④ 今後予定されている署所長会議等あらゆる機会を通じて、管理者から全職員に対して、送信者以外の職員によるダブルチェックの実施を再徹底させる。

【担当】

東京労働局雇用環境・均等部企画課

課長 薄井 明美

課長補佐 江添 昌幸

電話 03-6867-0212